

(5) 特別支援学校

特別支援学校小学部・中学部 総則の改善のイメージ

小学部・中学部学習指導要領の構成

第1章 総則

教育目標、教育課程の編成、実施について、各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
小学校に準ずる

第2款 知的障害者
生活、国語
算数、音楽
図画工作、
体育

第2節 中学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
中学校に準ずる

第2款 知的障害者
国語、社会
数学、理科
音楽、美術
保健体育
職業・家庭
外国語

第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部:平成30年度、中学部:平成31年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学部・中学部学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

第1節 教育目標

・学校教育法等に示された教育の目的、目標

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導 ・自立活動

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方 ・選択教科の開設
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
- ・道徳教育の内容

第3 授業時数等の取扱い

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数） ・児童会活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- 2 学年を見通した指導（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導
- ・個別の指導計画の作成 ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

2 各教科等の指導に当たっての配慮

- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言

- ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・生徒指導の充実、進路指導の充実、校内の組織体制の整備、関係機関との連携
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会、ガイダンス機能の充実
- ・見通しを立てたり振り返ったりする活動 ・海外から帰国した者への適切な指導
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意 ・個別の教育支援計画の作成
- ・部活動の意義や留意点 ・特別支援学校におけるセンター的機能

3 道徳教育を進めるに当たっての配慮

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

小学部、中学部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方

(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点 生徒指導、進路指導

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

総則

第1 教育目標

何ができるようになるか

第2 小学部及び中学部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学部及び中学部教育の目的、目標の

達成に向けた教育課程の意義

- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童又は生徒の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導(含 安全・食育:中)
- ・「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導

3 小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成を目指す資質・能力との関係（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係）
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性（障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮）

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

何を学ぶか

第3 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。

2 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、生徒会活動（中）、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点（中）
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・選択教科の開設（中）
- ・道徳教育の内容

3 学校段階間の接続

- ・幼稚部と小学部の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム（低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫）
- ・小学部と中学部の接続と義務教育学校（義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定）
- ・中学部、高等部の接続と中等教育学校（中）
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校との教育課程の円滑な接続

4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

5 調和の取れた全体の指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導（小）（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導（小）
- ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

6 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容等を踏まえて指導計画を作成する段階
- ・「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方
- ・各教科等の学びの連続性の考え方（小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科）
- ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
- ・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き

7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第4 教育課程の実施と学習評価

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性

・特に重要な学習活動の在り方

- －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - －児童及び生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- (↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
(各教科等を合わせて指導)
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)
- (※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
- (※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

個々の児童の発達を どのように支援するか

第5 個々の児童及び生徒の発達や進路を踏まえた指導

1 個々の児童及び生徒のキャリア発達の支援

- ・教師と児童及び生徒の信頼関係及び児童及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童及び生徒理解を深め(小・中)、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう(中)、生徒指導を充実すること(小中)。
- ・各教科等の指導に当たり、児童及び生徒が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること(小)
- ・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導(キャリア教育)を行うこと(中)

どのように学ぶか 何が身に付いたか

- ・児童及び生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること
- ・ガイダンス機能の充実(中)

2 個々の児童及び生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

(1) 障害のある児童及び生徒への指導

- ・「個別の教育支援計画」の作成
- ・「個別の指導計画」の作成
- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・障害のため通常して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

(2) 海外から帰国した児童及び生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童及び生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童及び生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第6 学習活動の充実のための基盤

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実を通した学習や生活の基盤づくり
- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・校内の組織体制の整備
- ・教師間の相互の連携
- ・学校間の連携
- ・部活動の意義や留意点(教育課程との関連、地域連携)(中)
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

第7 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働くこと、育成する見方・考え方の一覧を示す

特別支援学校高等部 総則の改善のイメージ

高等部学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、単位の修得及び卒業の認定、重複障害者等に関する教育課程の取扱い等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者	第3款 知的障害者
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報	高校に準ずる

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

(1)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

(2)視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
保健理療

(3)聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
印刷、理容・美容、クリーニング

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

下線部は、高等学校学習指導要領には示されていない観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等部学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

第1節 教育目標 第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育
- ・体育・健康に関する指導
- ・自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

第1 各教科・科目及び単位数等

- 卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科・科目

第2 各教科・科目の履修等

- 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科における各教科・科目の履修
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第1 各教科等の履修

- 卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- 総授業時数の標準
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門教科の授業時数
- ・ホームルーム活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事

- 総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点

- 総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

- 高等学校に準ずる
- ・生徒の負担過重
- ・指導の順序
- ・学習活動の区分
- ・指導内容の重点化、選択
- ・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的異なる指導内容の設定

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方
- ・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成
- ・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- 普通科における配慮事項
- ・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実、関係機関連携、産業現場等における長期間の実習
- ・職業に関する教科・科目の配慮事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- 個に応じた指導の充実
- ・重複障害者に対する指導、教師間の連携、専門家の指導・助言
- ・言語活動の充実
- ・自己の生き方や在り方を考え主体的な進路選択、ガイダンス機能の充実
- ・生徒指導の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学习の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒
- ・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教具の創意工夫
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・実験・実習の留意点
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・個別の教育支援計画の作成
- ・部活動の意義と留意点
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

2 卒業までに修得させる単位数

3 各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- 年間の総授業時数
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
- ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数
- ・HR活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第7款 専攻科

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義
18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点
教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係
教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点
教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点
生徒指導、進路指導

高等部学習指導要領の構成

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す

総則

第1款 教育目標

第2款 高等部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義、障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮

何ができるようになるか

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・「調和的発達の基盤」 自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

何を学ぶか

第3款 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

2 教育課程の編成における共通的事項

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

(1) 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目

・学校設定教科・科目

(2) 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

(3) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動の授業時数等

(4) 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定
- ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

(1) 各教科等の履修

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科

(2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- ・総授業時数の標準
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門教科の授業時数
- ・ホームルーム活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

(3) 卒業までに履修させる授業時数及び卒業の認定

- ・年間の総授業時数
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
- ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数
- ・HR活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

3 中学部との接続

4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮

(1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着

- ・各教科・科目の指導における学習機会
- ・必履修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
- ・学校設定教科・科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させる

(ハ)学習が遅れがちな生徒への配慮

高等部学習指導要領の構成

5 橫断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

6 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

7 各教科・科目等の内容等の取扱い

・高等学校に準ずる ・生徒の負担過重 ・指導の順序 ・学習活動の区分

・指導内容の重点化、選択 ・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的な指導内容の設定

8 調和の取れた全体の指導計画

・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導

・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫

・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善

・道徳教育の全体計画の作成

・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習

・職業教育に関して配慮すべき事項

9 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方

・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容等を踏まえて指導計画を作成する段階

・「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方

・各教科等の学びの連続性の考え方（小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科）

・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方

・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き

10 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

どのように学ぶか
何が身に付いたか

第4款 教育課程の実施と学習の評価

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ（単元、題材、主題など）ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性

・特に重要な学習活動の在り方

－資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性

－生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動

（※それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述）

(2) 教育課程の実施上の留意事項

・発展的な内容の指導と留意点

・個々の生徒の特性等の伸長

（※第4款1 個々の生徒の発達の支援 キャリア教育の充実との関係を整理）

・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教具の創意工夫

（情報活用能力の育成と情報機器の活用などを分けて記述）（※第2款の5との関係整理）

・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
（各教科等を合わせて指導）

2 学習評価を通じた学習指導の改善

・各教科等の目標に応じて評価を行う

・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う（※各教科等の観点は示さない）

・評価による指導の改善、学習意欲の向上

個々の生徒の発達を
どのように支援するか

第5款 個々の生徒の発達や進路を踏まえた指導

1 個々の生徒のキャリア発達の支援

・教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒指導を充実すること

・生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンス機能の充実を図り、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を充実すること

（※職業に関する専門学科におけるキャリア教育の推進のための就業体験等、及び学校生活の全体を通じた個々の生徒の個性の伸長、との関係について整理）

・生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 個々の生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

(1) 障害のある生徒への指導

・「個別の教育支援計画」の作成

・「個別の指導計画」の作成

・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導

・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言

・実験・実習の留意点 ～学校医等との連携、保健及び安全への留意

・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

(2) 海外から帰国した生徒等の学校生活への適応や日本語指導

・個々の生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導

・日本語の習得に困難のある生徒への指導内容や指導方法

実施するために何が必要か

第6款 学習活動の充実のための基盤

1 学校における学習活動の基盤

・学級経営の充実を通じた学習や生活の基盤づくり

・学習指導を改善・充実していく体制（校内研修体制）

・学校間の連携、交流 ～部活動の意義と留意点 ～特別支援学校におけるセンター的機能

2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

別紙 各教科等の見方・考え方

知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実の方向性

知的障害のある児童生徒のための各教科の意義

■ **知的障害のある児童生徒の学習上の特性**（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を踏まえた内容で構成。

■ **一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成**できるよう、学習指導要領においては、段階別に、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。

■特に必要がある場合、各教科等を合わせて指導を行い、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

■ 生活に結びついた具体的・実際的な学習活動を継続的に行うことにより、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされていることが多い。

■ 各教科等を合わせて指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしにくい。

■ 特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。

■ インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校（知的障害）の各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。

児童生徒の人間として調和のとれた育成の一層の推進

■ 育成を目指す資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

(例) 社会科（高等部）

現行目標

社会の様子、働きや移り変わりについての关心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

目標構成の見直し

- 育成を目指す資質・能力は小学校等の各教科と同じであることを明確に示す
- 段階ごとの目標を示す

育成を目指す資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成を目指す資質・能力 (仮案)	<ul style="list-style-type: none">社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得生活に関係の深い法制度等	<ul style="list-style-type: none">社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等	<ul style="list-style-type: none">主体的に生きる地域社会の一員としての自覚社会参画への意欲や態度等

■ 社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

〔内容の例〕

〔構成〕

(例) 中学部・高等部社会科で充実が必要な内容の例や構成

- ★ 政治的主体、経済的主体、法的主体となること
- ★ グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解 等
- ★ 各部間での円滑な接続を図るため、中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と系統性のある内容を設定し、新たに第二段階を設ける

■ 知的障害のある児童生徒が質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

(例) 児童生徒の学びの過程を重視したアプローチ（習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など）

習得

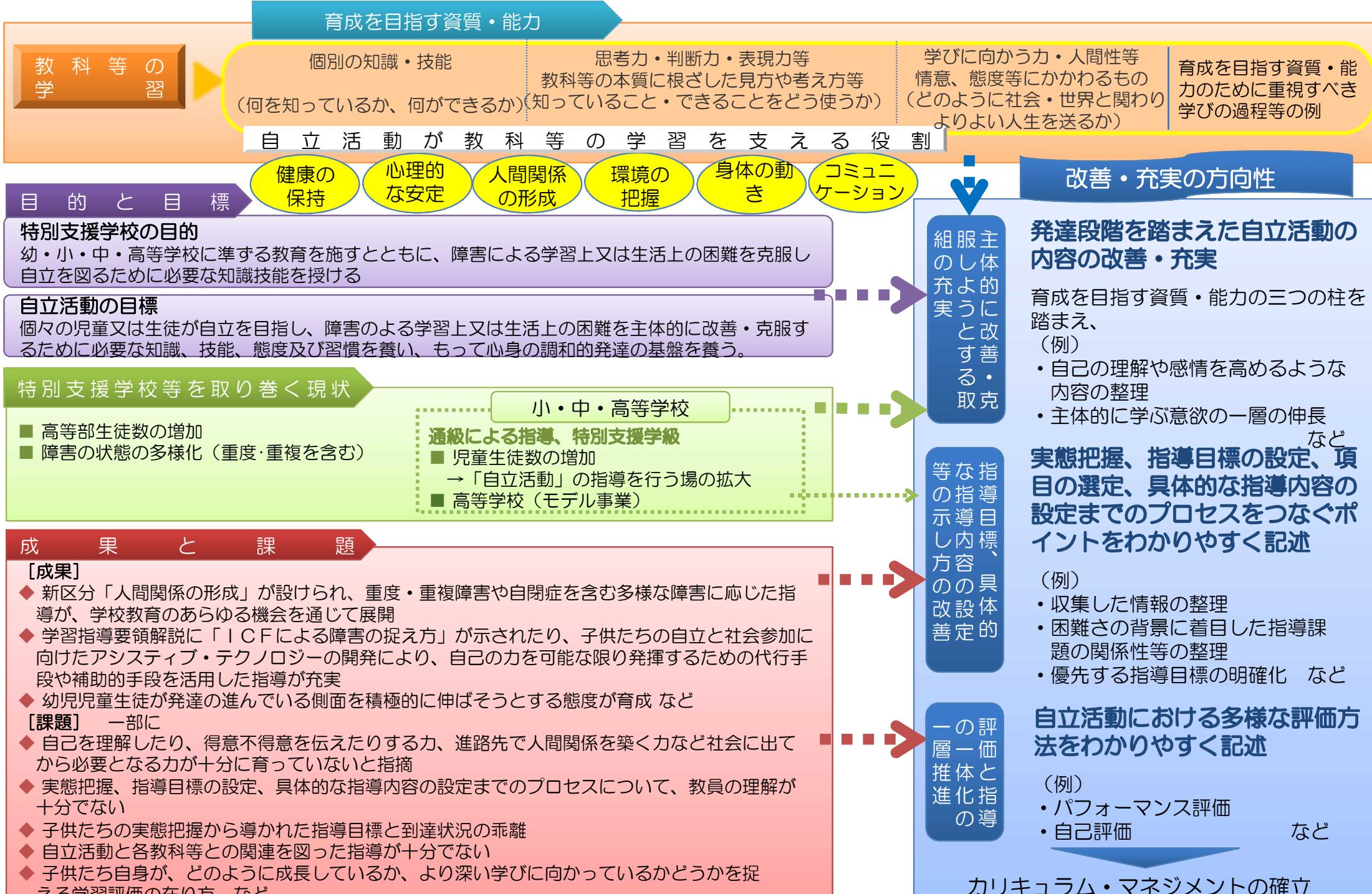
活用

探究

■ 観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

■ 特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科の目標や内容との連続性・関連性の整理など

自立活動の改善・充実の方向性



重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性

● 学習指導要領及び学習指導要領解説において、

- ・重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての基本的な考え方
- ・重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の留意点

を更に具体的に示すことが必要ではないか。

教育課程の取扱い	「解説」に示されている適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
準ずる教育 (目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要。 	<p>【平成26・27年度 特別支援教育 教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会（提出資料）／56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述／27都道府県市</p> <p>（記述された課題例）</p> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・替える根拠の判断 等 <p>[準ずる教育課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の精選の在り方 等 <p>[知的障害教育の各教科代替]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級で前学年（部）の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等 <p>[自立活動を主とした教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害教育の各教科の指導についての検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「解説」に示されている<u>本規定を適用する際の基本的な考え方</u>について、更に分かりやすく解説する必要。
当該学年前学年・前学部代替の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、系統的な学習を主とする場合には、<u>教材の精選や指導の一貫性</u>に留意するなど、<u>より一層慎重な取扱い</u>が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2章「各教科」第1節示されている障害種別の<u>「指導内容の精選等」の基本的な考え方</u>について、更に具体的に整理し、解説する必要。
知的障害のある児童生徒のための各教科代替の適用			<ul style="list-style-type: none"> ・各学校（部）段階間における<u>各教科等の「学びの連続性」の考え方</u>について整理し、解説する必要。
自立活動を主とした教育の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、<u>（中略）段階的、系統的な指導</u>が展開する。 ・重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様 <u>（中略）心身の調和的発達の基盤</u>を培うことをねらいとした指導が<u>特に必要</u>（中略）<u>重要な意義</u>を有する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自立活動を主とした教育課程を行ふ際</u>の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための<u>系統的な指導の在り方</u>についての考え方や、<u>教科と自立活動の指導目標設定の関係性</u>を具体的に整理し、解説する必要。

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

達成を目指して

学校教育目標

- 育成を目指す資質・能力
- めざす児童生徒像の明確化
- 卒業までに身に付けてほしい力の検討

何を

学習指導要領に示す各教科等の目標・内容等

① 指導内容の選択

- 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

② 指導内容の組織

- 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- 各教科等間の指導内容の相互の関連

③ 授業時数の配当

- 各教科等の年間授業時数を定める
- 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

どのように

指導の形態ごとに指導計画の作成

① 指導の形態の選択

各教科等別指導、各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

② 指導内容の組織、時数の配分

年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

③ 時間割の編成

学習グループ、指導体制の検討

④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

◆「カリキュラム・マネジメント」

学習指導要領から教育内容を明確にする段階

◆「社会に開かれた教育課程」

◆育成を目指す資質・能力

◆教育課程の円滑な接続

◆ 学びの連続性

◆「アクティブ・ラーニング」の視点

教育課程の総体的構造の可視化（例）

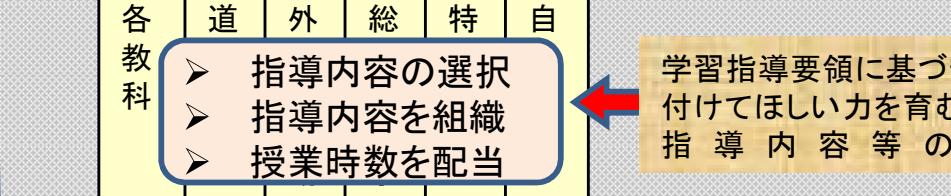
学 校 教 育 目 標

め ざ す 児 童 生 徒 像

卒 業 ま で に 身 に 付 け て ほ し い 力

各 学 部 教 育 目 標

各 学 部 教 育 課 程 編 成



学習指導要領に基づき、身に付けてほしい力を育むための指導内容等の検討

卒業後の視点から学校教育を考える

- 皆で共有するめざす姿
- 身に付けてほしい力

指導計画作成(指導の形態、年間計画、時数配分、時間割等)

各教科等の実態把握

各教科等の目標の明確化

各教科等の内容の明確化

育成を目指す資質・能力の三つ柱に沿った学習評価の整理

▶ 知識・技能
(何を知っているか、何ができるか)

▶ 思考・判断・表現
(知っていること、できることをどう使うか)

▶ 主体的に学習に取り組む態度
(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)

評価方法の明確化

本時の授業

学期ごとの達成状況

評価

キャリア教育の改善・充実の方向性

成果と課題

【成果】

- 現行の特別支援学校学習指導要領（高等部）では、「キャリア教育の推進」、「産業現場等における長期間の実習を取り入れる」等が新たに明記され、各校で地域等と連携した実際的な指導が充実してきている。
- 【地域と協働した取組の例】高齢者のグループホームなどでかけ、カフェをサービスする学習に取り組むなど
- 児童生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたりすることのできる技能検定等が開発され、地域の実態に応じた技能検定大会などが実施されている。

【例】宮崎県特別支援学校チャレンジ検定など

【課題】

- （文部科学省キャリア教育・就労支援等の充実事業成果報告書から）
- ・小学部の児童や知的障害の程度が重度の児童生徒が取り組めるように段階的に級を定めた技能検定の開発が課題。
 - ・ワークキャリアのための実践の一層の向上に加え、ライフキャリアの充実にも力点を置き、小・中・高等部一貫したキャリア教育を実施するための土台作りが必要である。
 - ・児童生徒のキャリア発達を促す授業の構成、実施方策についての更なる研究が必要である。

（特総研専門研究B-253（平成22年3月）研究成果報告書から一部編集）

- ・小学部ではキャリア教育と聞いただけで、「職業教育は小学部には関係ない」という意識が一部にある。どのようにしてキャリア教育を伝えていくのかが課題。
- ・障害の程度が重度の児童生徒への取組など、当該児童生徒を指導する教員に対して、キャリア教育の概念が浸透していない現状。

教育課程企画特別部会 論点整理

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

（1）新しい学習指導要領等の在り方について

（人生を主体的に切り拓くための学び）

- （略）子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれから的人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

（1）各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

- また、特別支援学校においては、（略）特に、幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、これから時代に求められる資質・能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実、知的障害のある児童生徒のための教科の改善・充実を図ることが求められる。

改善・充実の方向性

■ 幼稚部、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。

- ・小・中・高等学校等に準じた改善の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえて整理。
- ・キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であることの考え方の具体を示す。
- ・キャリア教育は、育成を目指す資質・能力を踏まえ、幼稚部、小・中学部、高等部段階から実施することを踏まえ、展開例や留意点を示す。

■ 障害の程度が重度の子供たちのキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示す。

■ キャリア発達の視点を踏まえた学習状況評価の充実。

■ キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。（教育活動全体への働きかける仕組み）

障害のある児童生徒の教育課程等の円滑な接続に向けた改善・充実の方向性

教育課程企画特別部会「論点整理」

- 各教科等を学ぶ本質的意義の捉え直し
- 各学校段階における各教科等で育成を目指す資質・能力の整理
- 目標・内容の検討
- 学習のプロセスの検討
- 目標に準拠した評価の観点の検討 など

特別支援教育を取り巻く現状

- インクルーシブ教育システム構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びの連続性を確保していく観点から、小・中学校等と知的障害のある児童生徒のための各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。
- 中学校特別支援学級卒業者のうち高等部への進学者数の割合
…64.3% (H26.3卒業者)

特別支援教育部会（第7回）の意見

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用をする際、小学校等と知的障害のある児童生徒のための各教科の連続性をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。
- 児童生徒が通常の学級、特別支援学級、特別支援学校などと、多様な学びの場で学習する現状もあり、連続性のあるカリキュラムを追求していく必要がある。
- 各教科の教育内容を保障することを前提しながら、自立活動に「替える（指導の方向性を変更する）」という手続きや判断をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。

小・中学校等の各教科との接続、小学部等の教育課程の連続性

改善・充実の方向性

■「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を踏まえ、小・中学校等の教科と、知的障害のある児童生徒のための教科の考え方を整理

現行学習指導要領に示されている知的障害のある児童生徒のための各教科の目標及び内容等について、以下の視点から改訂してはどうか。

(各教科で育成を目指す資質・能力) 小・中学校等の改訂に準じる。

(各教科の目標) 小・中学校等の改訂に準じる。

(段階) 各教科の各段階の領域ごとに目標を設定してはどうか。

- ・小・中学校等の各学年の領域に対応した目標の系統性と関連づけた整理をしてはどうか。
- ・1段階の目標については、2段階がめざす各領域の目標との系統性を考慮し、幼稚園教育要領に示されるねらいのほか、発達の初期段階に関する先行研究を参考に、具体的に整理してはどうか。
- ・1段階の目標と自立活動の目標との関連や目標設定の手続き等を具体的に解説してはどうか。

(内容) 各段階の領域ごとに示された目標の系統性を踏まえながら、小・中学校等の学習指導要領に示されている内容との連続性に基づいて整理してはどうか。

- ・小・中学校等の改訂を踏まえ、領域などの表現や構成を整理してはどうか。

(内容の取扱い) 次のことについて、学習指導要領の「第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」に明記してはどうか。

- ・各学部で各教科の各段階の領域ごとに目標を設定した場合、既に各学部の段階の目標を達成している児童生徒のために、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各学部に対応した学校段階までの学習指導要領を参考に指導できる、としてはどうか。

(評価) 小・中学校等の改訂に準ずる。

■ 小学校の改訂や教育課程の連続性を踏まえた特別支援学校（知的障害）小学部における外国語活動の導入についての検討

- ・外国語に親しんだり、外国の文化についての理解や関心を深めたりするため、児童の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、小学校における外国語活動を設定することができる、としてはどうか。

■「カリキュラム・マネジメント」の考え方や検討の道筋について整理

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にする段階、教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階、個別の指導計画と授業等とのつながりなど、カリキュラムの総体的な可視化をしながら解説してはどうか。
- ・重複障害のある児童生徒の教科等の目標及び内容を変更する際の手続きを整理してはどうか。

(6) 学校段階間の接続

小中一貫教育の取組状況

■これまで多くの学校設置者において小中一貫教育の取組が進められてきた

→ 小中一貫教育に取り組む市町村(特別区を含む。以下同じ。)は211、取組の総件数は1,130件であり、全国的に取組が広がっている。また、今後小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後さらに増加していくものと考えられる。

文部科学省による小中一貫教育等についての実態調査の概要

調査対象：都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校
調査時点：平成26年5月1日

- ・小中一貫教育を実施中：**211市町村**（約1割）
- ・小中一貫教育を実施予定又は検討中：**166市町村**（約1割）
- ・国及び他市町村の状況を注視している市町村：**450市町村**（約3割）
- ・小中一貫教育の取組件数：**1,130件**（小学校2,284校、中学校1,140校）

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ①

調査対象:都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校／調査時点:平成26年5月1日

1. 実施状況について

- 実施件数 1130件 (小学校2284校、中学校1140校)
- 実施市町村 211市町村 (全市町村の約12%)
- 積極的に推進している県 4県
積極的な検討・注視している県 3県+33県

2. 施設形態について

- 施設一体型 148件 (13%)
- 施設隣接型 59件 (5%)
- 施設分離型 882件 (78%)



3. 管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件 (12%)
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件 (10%)
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件 (78%)



4. 教育課程・指導方法について

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- 合同行事の実施(70%)
- 9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定(47%)
- 9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成(52%)
- 9年間を見通した学習・生活規律の設定(51%) 等

※回答に重複あり。なお、9年間一貫した学校教育目標と
カリキュラムの作成の双方を実施している学校は289件(26%)

【特例の活用状況】

- 研究開発学校制度の活用 1%
 - 教育課程特例校制度の活用 19%
- ※特例の内容…新教科等の設定72%、英語教育
早期化:82%、指導内容の前倒し18%

「研究開発学校制度」: 学習指導要領の改訂等に資する実証的
資料を得るため、研究校を指定し、新しい教育課程等の研究
開発を実施するもの。

「教育課程特例校制度」: 地域等の特色を生かした特別の教育
課程の編成・実施を認めるもの。

5. 学年段階の区切りについて

- 6-3 : 810件(72%)
- 4-3-2 : 293件(26%)
- 5-4、4-5 : 3件(0.3%)

6. 成果・課題について

【成果の状況】

- 成果が認められる 88%

(大きな成果が認められる(10%)、成果が認められる(77%))

- ① 中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

【課題の状況】

- 課題が認められる 87%

(大きな課題が認められる(7%)、課題が認められる(80%))

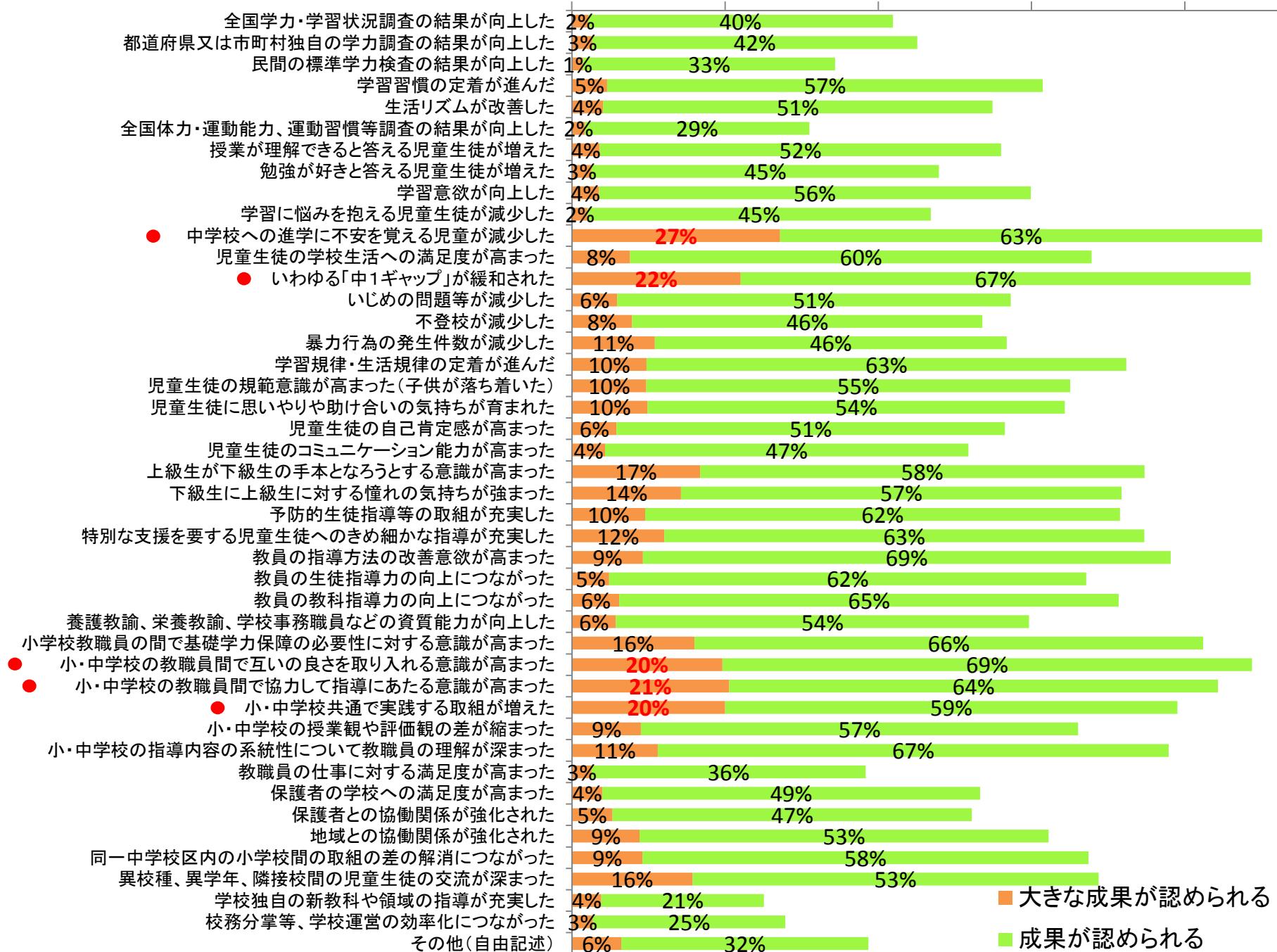
- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

7. 効果的な一貫性の確保の取組について

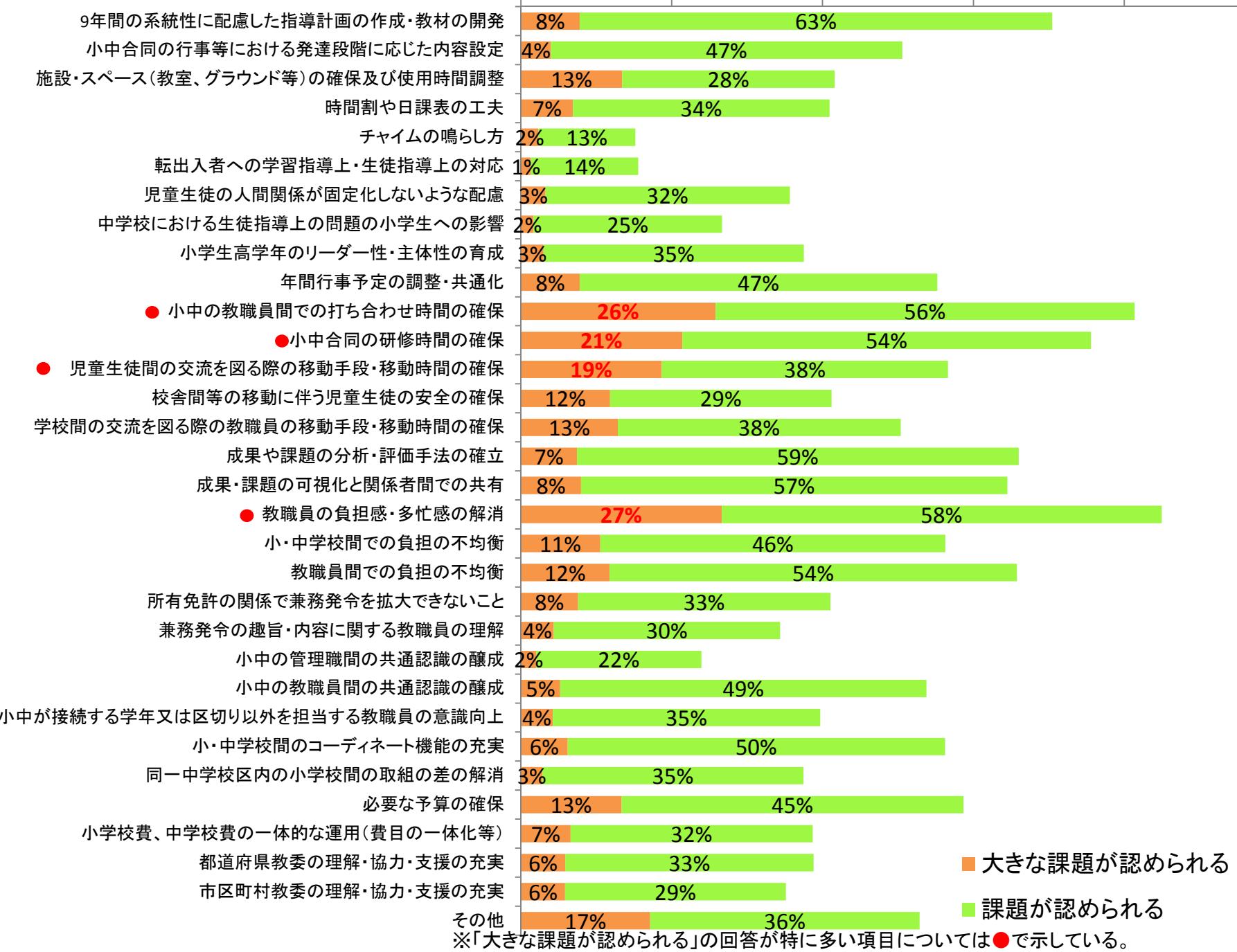
- 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向

- ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合
- ② 小学校における教科担任制を導入した場合
- ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- ⑦ 施設一体型とした場合

小中一貫教育の成果



小中一貫教育の課題



小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

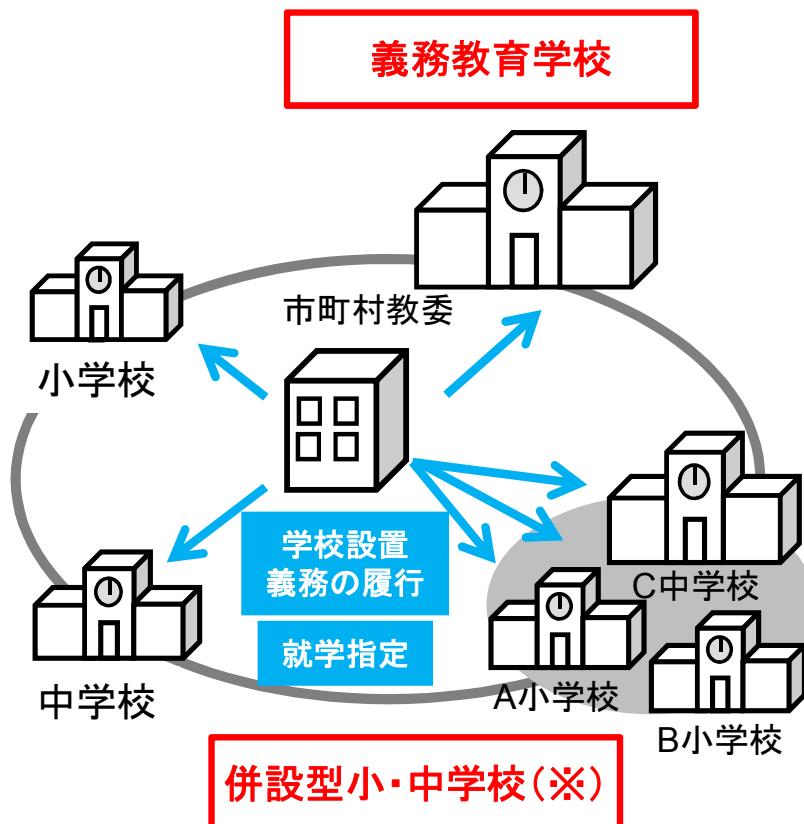
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようとする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	学校教育法等 改正で措置	併設型小学校・中学校	政省令 改正で措置(※)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)		・小・中学校と同じ	
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)		・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)		・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体化的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置 ・教員は各学校種に対応した免許を保有	
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能		・施設の一体・分離を問わず設置可能	

※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

◎制度化後のイメージ

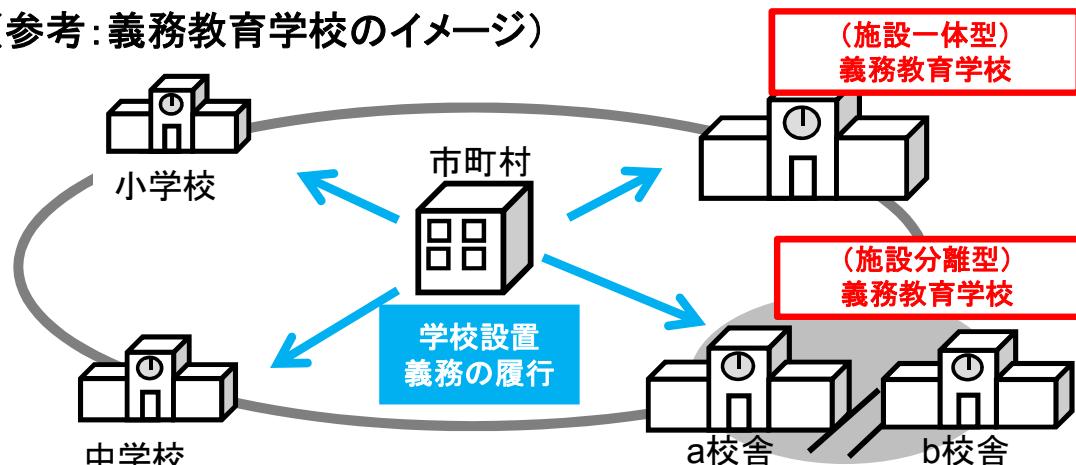


学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	<ul style="list-style-type: none">□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）
設置者・設置義務	<ul style="list-style-type: none">□ 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係）□ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）
目標・修業年限	<ul style="list-style-type: none">□ 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第49条の2関係）□ 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）
教職員関係	<ul style="list-style-type: none">□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係）□ 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項関係）
施設整備	<ul style="list-style-type: none">□ 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

（参考：義務教育学校のイメージ）



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

施行期日

平成28年4月1日

（施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能）

従来の制度と義務教育学校の比較

	従来の制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年 ・中学校3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに市町村に設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例:一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能しつつ、免許状の併有を促進)
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓ 学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成を目指す資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し
（「歴史総合（仮称）」、「数理探究（仮称）」、情報活用能力を育成する新科目など）
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✓ 学習・指導方法の改善

- アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善
- 教員の養成・採用・研修の見直し

✓ 多面的な評価の推進

- 学習評価の改善
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
→「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入

基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
CBT導入を検討。

（平成31～34年度：試行実施、平成35年度～：新学習指導要領に対応）
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、
実証的・専門的検討、新テストの実施方針（平成29年度初頭）に反映

✓ 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入

（平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応）

◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視

- 記述式問題の段階的導入
平成32～35年度：短文記述式
平成36年度～：より文字数の多い記述式
- マークシート式問題の改善（平成32年度～）
- CBTの検討・導入（平成36年度以降の導入を目指す）
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化などを中心として、引き続き検討

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針（平成29年度初頭）に反映

✓ 個別入学者選抜の改革

- 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- 新たな選抜実施ルールの構築
- 「調査書」の改善や「学修計画書」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討（平成32年度に実施される選抜から適用）

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

✓ 三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ）に基づく大学教育の質的転換

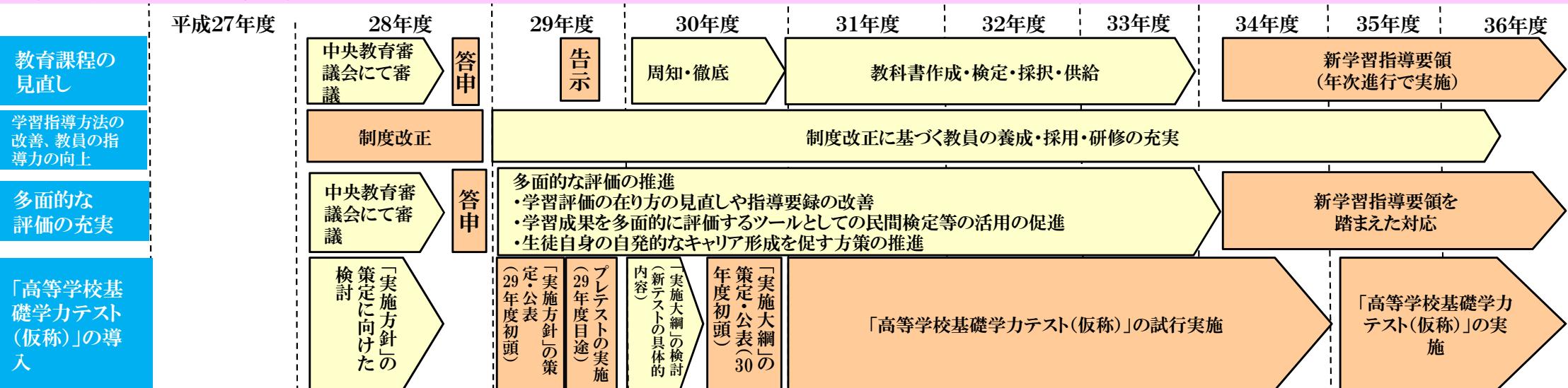
- 関係省令の改正（「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化）
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「参考指針」の作成（平成28年3月）
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化

✓ 認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善（「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換促進や、内部質保証を重視した評価）
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

高大接続システム改革のスケジュール

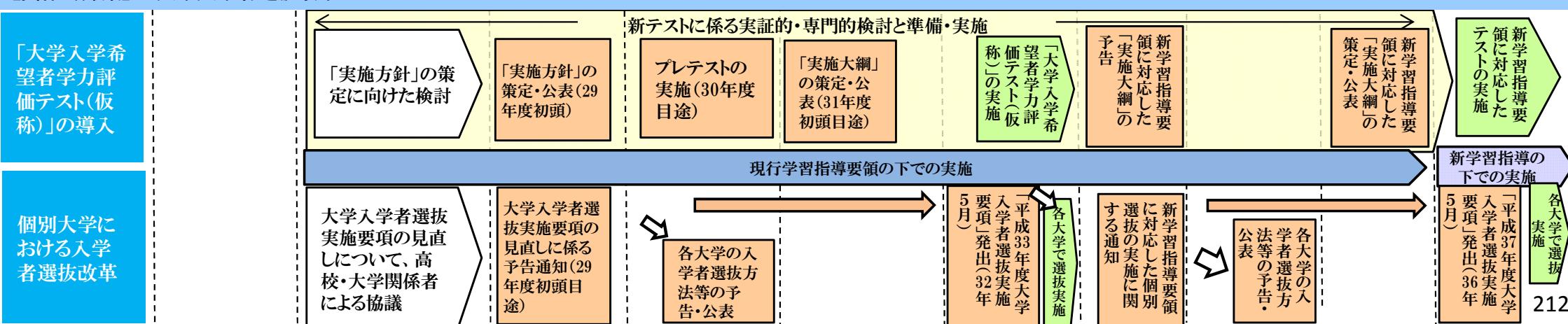
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革

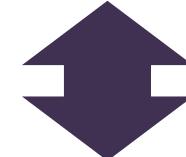


高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

＜生徒の多様な進路＞

大学、専門学校、就職



高等学校段階における多様な学習活動

学校での活動

教員

生徒

日々の授業

学習・指導
方法

学習評価
学校評価

教育内容

留学
定期考査

生徒会活動

就業体験

文化・運動部
活動

ボランティア
活動

各種大会や
資格取得など
学校外での活動

学習・指導方法の改善と 教員の指導力向上

- 教員の養成・採用・研修の見直し
 - ・学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上

教育課程の見直し

- 学習指導要領の改訂
 - ・育成を目指す資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し
 - ・カリキュラム・マネジメントの普及・促進

多面的な評価の推進

- 学習評価の改善
 - ・学習評価の在り方の見直し
 - ・指導要録の改善等
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
 - ・高校の協力による高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入
 - ・校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進
 - ・各種民間検定試験の質的向上と普及促進
- 学校評価の促進
 - ・上記取組を通じて得られた情報に基づく学校評価の充実

多様な学習活動や学習成果を適切に評価する仕組みの構築(イメージ)

別添資料4

- ☆日々の活動を通じて育成される幅広い資質・能力について多面的に評価
 - 学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度等の生徒への指導改善や教材研究等への反映
 - 大学等への進学や就職等における個人の学習履歴・学習成果の証明に活用
 - 高等学校における学習と大学における学修等との接続のために活用

高等学校段階の教育・評価の充実から、進学・就職時における多面的・総合的な評価の推進、その後の教育活動・人材育成までを視野に入れた評価の仕組みを構築

進学後の活用の在り方

大学

初年次教育の充実など大学教育への円滑な接続

個別入学者選抜

多面的・総合的な評価

大学入学希望者学力評価テスト(仮称)

調査書、その他の提出書類

多面的・総合的な評価

専門学校

入学者選考

多面的・総合的な評価

調査書、その他の提出書類

多面的・総合的な評価

就職

採用試験

多面的・総合的な評価

調査書、その他の提出書類

選抜段階での活用の在り方
進路実現のための個人の学習履歴・学習成果の証明に活用

指導要録

学習履歴・成果の記録

指導要録の在り方



多様化する高校教育の質の確保と「高等学校基礎学力テスト(仮称)」との関係

基本方針

- 量的拡大をベースとした施策から、**多様化した高校における「質的充実」に向けた施策への転換**を目指す。
- 高校において、各学校の特性に応じた**魅力ある学びを提供するなどの方策を推進**するとともに、**生徒の基礎学力の把握・定着のための仕組を構築**する。
- 大学において、多様な入学生に対応した**初年次教育の見直し・充実など、大学教育の改革**を目指す。

義務教育(小・中学校)

◆多様な高校入試
◆高校進学率(H27)
98.5%



(生徒数・割合)

約72万人 (22%)

専門高校

- SPH事業等を通じた専門的な教育の充実
(※農業高校での先進農家の経営実践の学習等)
- 各専門分野で校長会等が実施する検定等を活用した多面的評価の推進
(※情報技術検定、簿記等)
- 基礎学力テストの活用
- 職業人としての専門性の育成を図る上で、必要となる基礎学力の確実な定着を目指す学校による活用

基礎学力テストの活用以外

- 少人数指導や補習の実施など、きめ細やかな学習指導による基礎学力の定着に向けた取組

(キャリア教育等の充実とあわせて)

社会での活動等に接続

約58万人 (55%)

大学・短大

(新たな高等教育機関の検討を含む)

- 入学者レベルに応じた初年次教育の見直し・充実など
- 「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜



高等学校

高校生の実態

- AO・推薦入試を経由する大学進学者は約4割まで増加
↓
- 授業外の学習時間は約6割の高校3年生が1時間未満
 - ・ 約半数の高校生が読書をしない
 - ・ 高校生のスマートフォン等の利用は、男子平均3.8時間、女子平均5.5時間
- ⇒ 高校生の基礎学力や学習意欲が大幅に低下していないか。
高校生の時間が有効に活用されていないのではないか。

約330万人 (78%)

普通高校、総合高校

- 生徒の能力・適性等に応じた学力向上の取組の推進
(※SSHやSGH事業の推進、授業充実の工夫、ICT活用、学習評価の改善)
- 重点支援校を指定し、教員配置や教育課程を工夫・充実
- 多様な入試を経て入学した生徒に対して義務教育の内容も含めた学び直しの徹底
(※補習や学校設定科目の活用等)

約28万人

定時制・通信制

- 広域通信制高校の教育運営改善等をはじめ、教育の質の確保に向けた取組の推進
- 重点支援校を指定し、教員配置や教育課程を工夫・充実
- 基礎学力テストの活用等を通じて更なる教育の質の向上



県教委等

- 高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
- 学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組



基礎学力テストの導入意義

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、

「定着度合いの目安」
を把握する仕組を構築



生徒

基礎学力の定着度合いの確認を通じ、興味・関心を引き出し、**自ら「学びの質の向上」**に取り組めるようにする

- 生徒個人の基礎学力テストの希望受検も可能(各県に受検会場を設置)
- 高卒程度認定試験との連携を検討(安易な高校卒業資格の取得の助長につながらぬよう配慮)

約23万人 (22%)

専門学校・各種学校

215

就職

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築

＜現状における課題＞

- 学校外での学習時間が全くない者が全体の約4割
- 学力中間層の学習時間が減少

少子化が急速に進む中、このような状況を放置することは
生徒本人とともに 我が国社会にも悪影響を及ぼす恐れ

- 生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図ることによる基礎学力の確実な育成
- 修学支援の大幅な充実に見合う教育の質向上が不可欠

- ▶ 教育再生実行会議報告や、中央教育審議会高大接続答申に基づく『高大接続改革実行プラン』の策定
- ▶ 上記プランに基づく高大接続システム改革会議での検討
- ▶ 国の議論を踏まえ、都道府県など設置者ごとの高校教育充実に向けた計画の立案

課題解決に向けて

国・設置者からの支援

- ▶ アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善、義務教育段階を含めた学び直しや、教科・科目等の見直し等の次期学習指導要領の改訂、教科書の作成・検定・採択・供給など
- ▶ 高校教員の指導力向上に向けた養成・採用・研修の一体的な改革の推進
- ▶ 教員配置等を通じた指導体制の整備
- ▶ 設置者が設定した目標・計画に基づく様々な教育施策の展開

- ▶ 学校ごとの教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成・見直しなど

Plan

Do

- ▶ アクティブ・ラーニングの視点からの学習の充実を図るとともに、義務教育段階を含めた学び直し等を行う授業など多様な教育活動の展開など

学校現場における『PDCAサイクル』の確立

Action

Check

国・設置者からの支援

- ▶ 学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度に基づく改善点等の生徒への指導改善や教材研究等への反映など

- ▶ 日々の学習成果の指導要録への適切な反映など多面的な学習評価の充実
- ▶ 高等学校基礎学力テスト(仮称)や、校長会・民間が実施する検定試験等を活用した生徒の学習成果の把握など

- ▶ 様々な評価結果等から明らかになった指導困難校など支援を要する高校に対する教員加配や補習指導員の配置など、指導体制の充実に向けた支援とともに、今後の教育施策の検証・改善
- ▶ 様々な評価結果等に基づき、設置者として計画等の改善や教員研修の充実

- ▶ 多面的な評価を行うための指導要録の改善
- ▶ 特に高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入は、①高校卒業後の社会生活で求められる基礎学力の定着度を確認するための良問提供や、②CBT-IRTの導入による実施時期の柔軟化及び指導等に生かすためのテスト結果の速やかな返却、③不得意分野に関する類題の提供等、学校における指導改善を支援

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の各教科において、 大学教育を受けるために必要な能力としてどのような力を評価すべきか？（案）

1. 総論

今後の社会の在り方やその変容の動向を踏まえれば、大学入学者選抜においては、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力、すなわち、主体性を持って多様な人々と協働しながら、問題を発見し、その解決策をまとめ、実行するために必要な諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要となる。（詳細は次ページのイメージ参照。）

⇒ そのためには、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、各教科の知識をいかに効率的に評価するかではなく、特に、

- ①内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
 - ②様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
 - ③そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりする
- ために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。

このような諸能力を働かせることが必要となる状況をいかに設定し評価するかという観点から作問を行う。

⇒ 大学教育においてはこうした諸能力をさらに磨いていくことを重視する、また、高等学校教育においても、多様な進路に応じて必要な能力を伸ばす中で、こうした諸能力の育成を重視するという、メッセージとセットで打ち出すことが必要。

2. 求められる諸能力の育成のために各教科で重視すべきプロセス

<国語>

例えば、

多様な見方や考え方方が可能な題材に関する文章や図表等から得られる情報を整理し、概要や要点等を把握するとともに、他の知識も統合して比較したり推論したりしながら自分の考えをまとめ、他の考えとの共通点や相違点等を示しながら、伝える相手や状況に応じて適切な語彙、表現、構成、文法等を用いて効果的に伝えること。

<数学>

例えば、

事象から得られる情報を整理・統合して問題を設定し、解決の構想を立て、数量化・図形化・記号化などをして数学的に表現し、考察・処理して結果を得、その結果に基づきさらに推論したり傾向や可能性を判断したりすること。

<理科>

例えば、

観察した自然事象の変化や特徴を捉え、そこから得られる情報を整理・統合しながら、問題を設定し仮説を立て予測し、それらを確かめるための観察・実験を計画して実践し、得られた結果から傾向等を読み取ったり、モデルや図表などで表現したりするとともに、結果に基づき推論したり、改善策を考えたりすること。

<地理歴史（世界史）>

例えば、

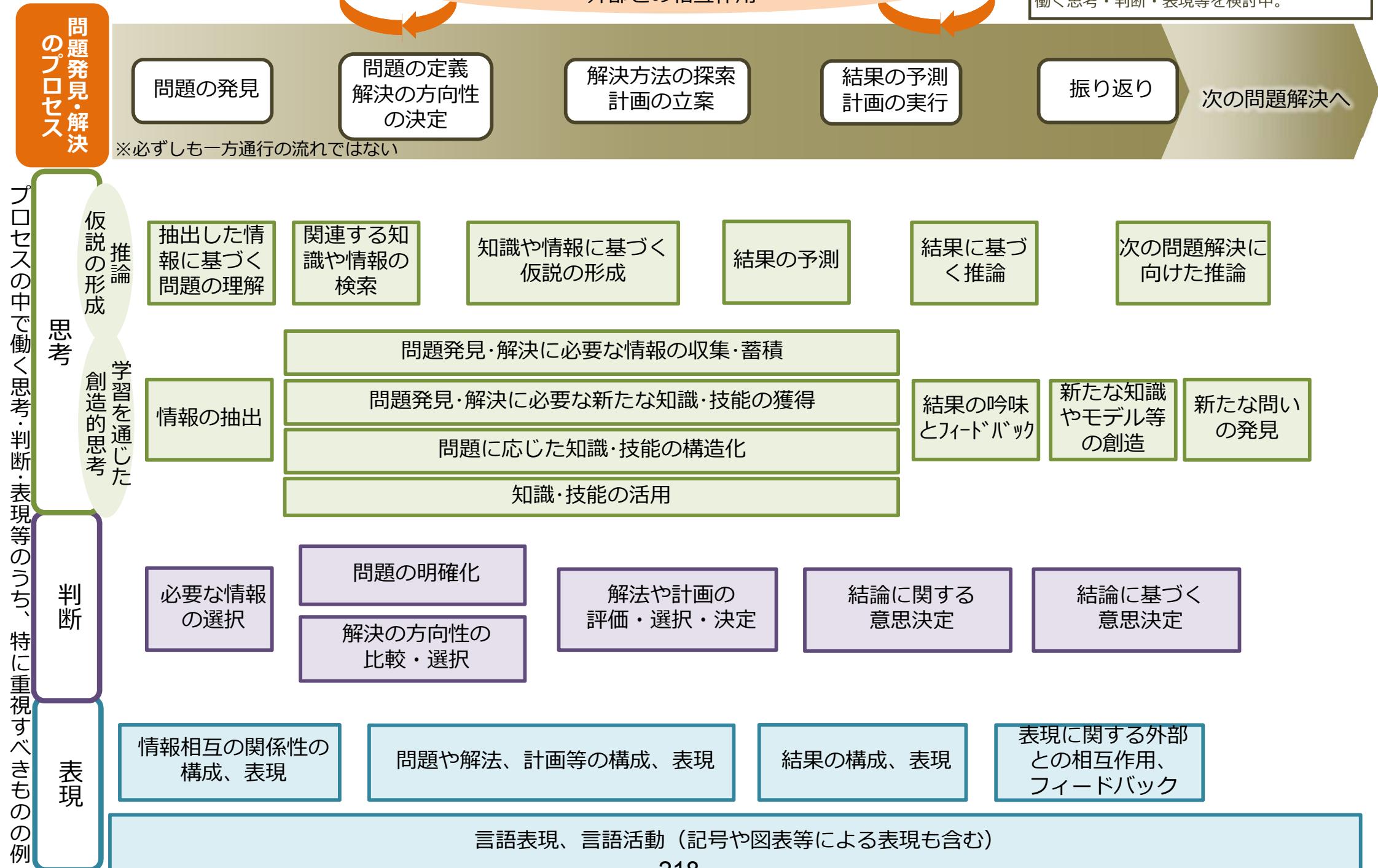
文章や年表、地図、図表等の資料から、歴史に関する情報を整理し、その時代の人々が直面した問題や現代的な視点からの課題を見いだし、その原因や影響、あるいは解決策等についての仮説を立て、諸資料に基づき多面的・多角的に考察し、その妥当性を検証し考えをまとめ、根拠に基づき表現すること。

<英語>

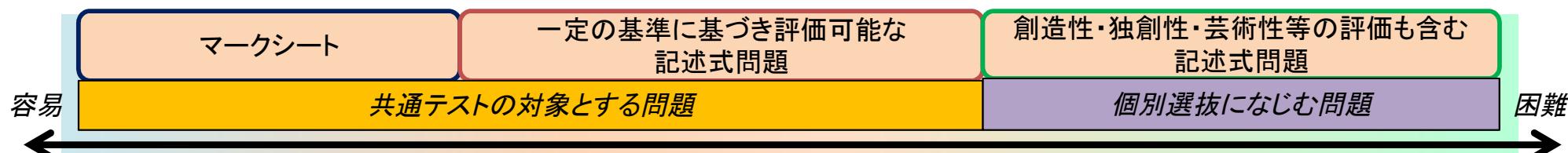
例えば、

多様な見方や考え方方が可能な幅広い話題・問題に関する情報を聞いたり英文や図表などを読んだりして、情報を整理しながら概要や要点を把握し、得られた情報を統合するなどして活用しつつ、様々な見方や考え方の共通点や相違点等を示しながら、自分の考えや主張を適切な語彙、表現、文法等を用いて効果的に伝えること。

中央教育審議会教育課程企画特別部会の各教科等別ワーキンググループにおいて、資質・能力や問題発見・解決の学習プロセスの中で働く思考・判断・表現等を検討中。



採点可能性

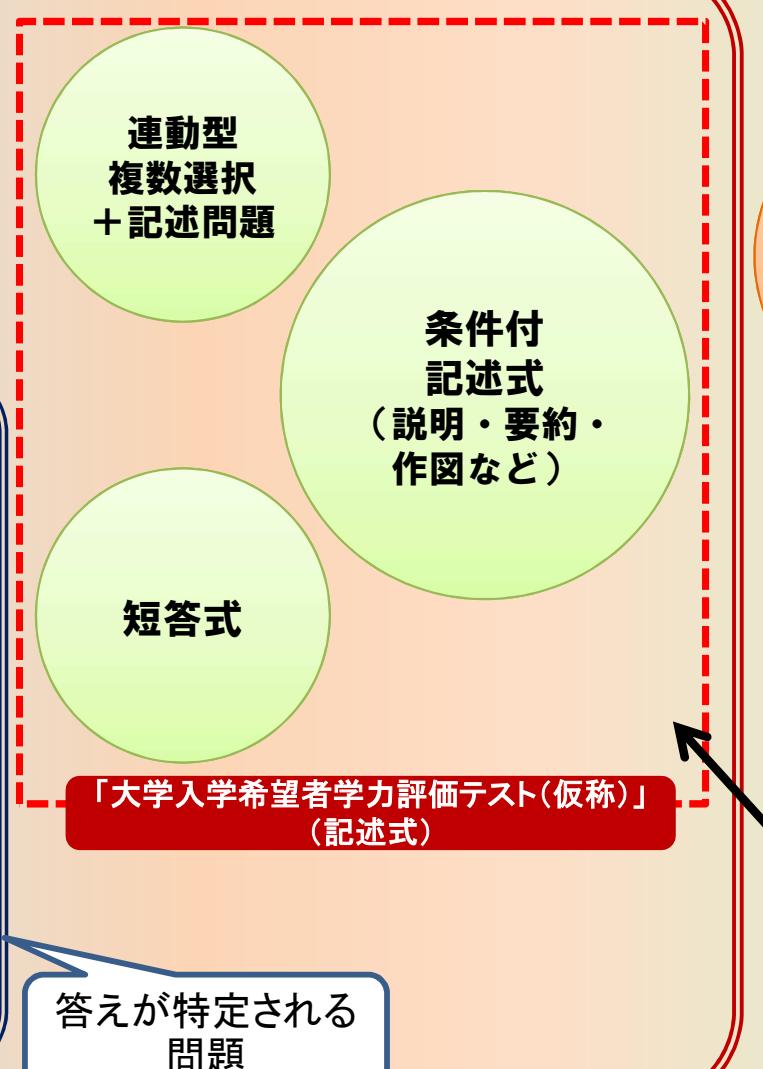


思考力・判断力・表現力

知識・技能

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」

従来のセンター試験



答えが特定される
問題

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」
(記述式)

例えば、設問で一定の条件を設定した上で、それを踏まえて、結論や結論に至るプロセスを解答させるなど